

令和4年11月30日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社美杉観光バス
業者の住所 : 埼玉県飯能市美杉台6丁目1番地の15
- 指名停止措置期間 : 令和4年11月30日から令和5年1月29日まで(2ヶ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
静岡県駿東郡小山町の県道150号(ふじあざみライン)で、令和4年10月13日、(株)美杉観光バスの観光バスが横転し、乗客・乗員36名のうち、1名が死亡、26名が重軽傷を負った事故で、観光バスの運転手が自動車運転処罰法違反(過失運転致傷)の疑いで現行犯逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)美杉観光バスの運転手が、自動車運転処罰法違反の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第6号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138